

新築分譲マンションの適合証明申請を行う マンション事業者・設計事務所のみなさまへ

予備認定マンション※1 又はZEHマンション※2で【フラット35】をご利用いただく場合、
【フラット35】維持保全型 又は【フラット35】S(ZEH)の金利引下げ制度をご利用いただけます。※3

各種金利引下げ適用にあたっての注意事項をお知らせします。
また、フラット35登録マンションにご登録いただくことで、フラット35サイトで物件概要をご紹介できます。
裏面には手続の流れとポイントを掲載していますので、ご参考にしてください。

【注意事項】

① マンション竣工後の適合証明申請時には、適合証明検査機関に以下の書類を忘れずにご提出ください。

●予備認定マンションの場合は予備認定通知書（写）

●ZEHマンションの場合はBELS評価書（写）

② 適合証明申請書には、以下の適用基準への☑が必要です。

●予備認定マンションの場合
【フラット35】維持保全型 適用基準⇒☑ 予備認定マンション

●ZEHマンションの場合
【フラット35】S 適用基準⇒ZEHの該当欄に☑



取扱金融機関では、適合証明書で各種金利引下げ内容を確認します。
適合証明書において各適用基準への☑が漏れている場合、各種金利引下げが適用できないため、
ご注意ください。①及び②の手続が漏れた結果、適合証明書の再取得となった事案が発生しています！※4

※1 予備認定マンションの申請についての詳細は（公財）マンション管理センター（https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/precert.html）にご確認ください。
※2 BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）の申請から評価書等の発行についての詳細は（一社）住宅性能評価・表示協会（<https://www.hyokakyokai.or.jp/bels/bels.html>）でご確認いただけます。適合証明申請に当たって、BELS評価書に加え一次エネルギー算定プログラム帳票等の提出が必要です。詳細は適合証明検査機関へお問い合わせください。
※3 【フラット35】S(ZEH)や【フラット35】維持保全型の利用に当たっては、所定の基準を満たす必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト（<https://www.flat35.com>）をご覧ください。
※4 適合証明書の再取得にあたっては、別途費用や時間がかかる場合がございます。

「フラット35登録マンション」にもぜひご登録ください！

フラット35登録マンションとは…

分譲事業者さまがマンション全体について【フラット35】の技術基準に適合することを示す適合証明書を取得する予定として、あらかじめ住宅金融支援機構にご登録いただいたマンションのことをいいます。
フラット35登録マンションへの登録に必要な書類等の詳細は、フラット35サイトをご確認ください。

登録のメリット

- ◎フラット35登録マンションとして広告表示することができます。
- ◎フラット35サイトで物件概要をご紹介し、物件ホームページリンクを設定できます。
- ◎物件検査の手続をマンション全体で一括して行うことができます。
- ◎物件検査の手数料が割安となる場合があります。
- ◎機構の定める耐久性基準に適合する場合、中古マンションらしくフラット35に登録することができます。

物件名 物件所在地 (登録番号)	階数	竣工数	販売開始		分譲事業者名	【フラット35】S			【フラット35】 維持保全型	
			(予定) 年月	(予定) 年月		ZEH	金利 Aプラン	金利 Bプラン		
都道府県			月限	月限	50音限	ZEH	金利 Aプラン	金利 Bプラン		
地: 上: 11 地: 下: 0			■戸	2022年 10月	2024年 1月		ZEH	省エネタイプ	省エネタイプ	予備認定

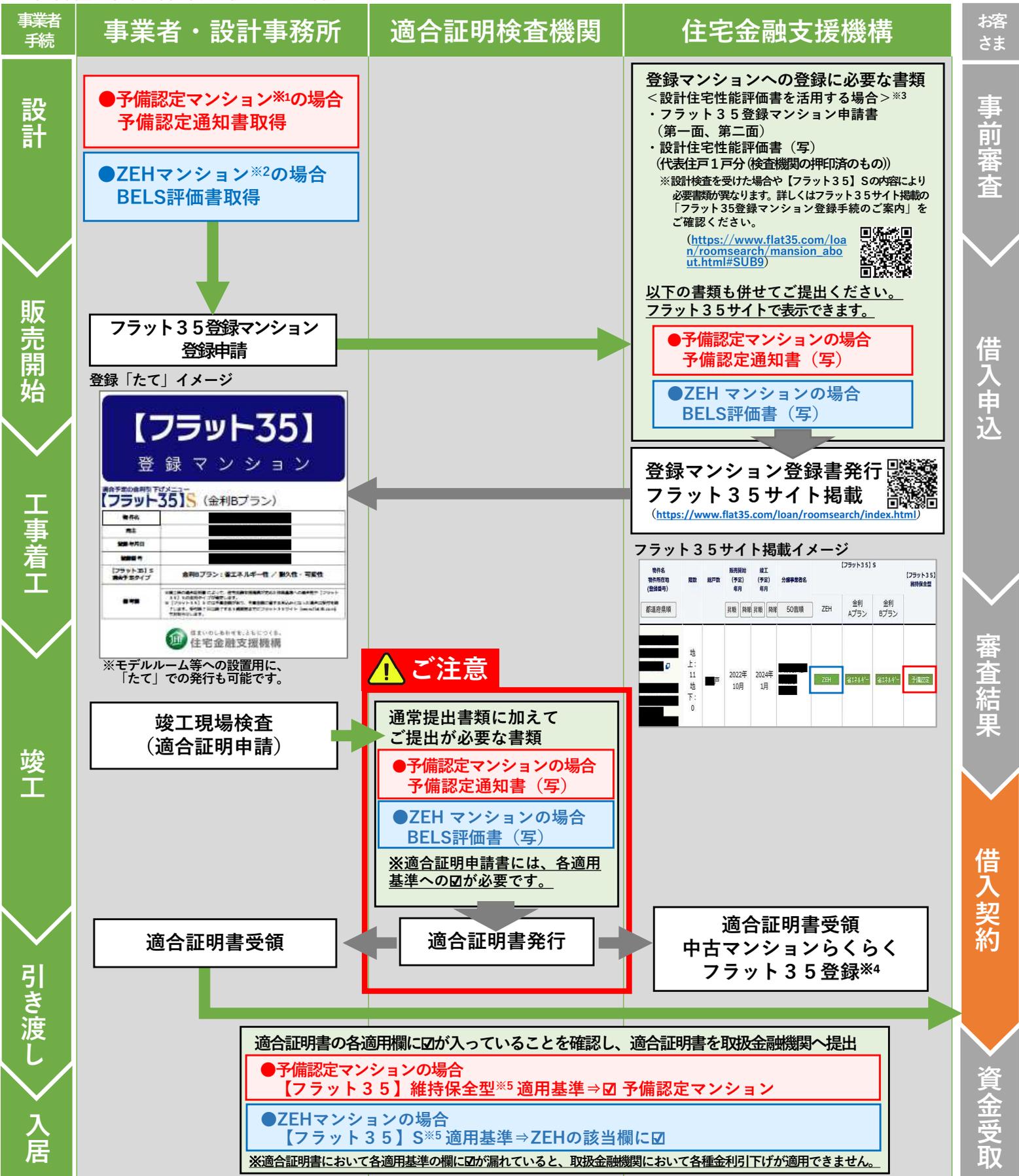
◆フラット35登録マンション検索ページ
(<https://www.flat35.com/loan/roomsearch/index.html>)



◆「フラット35登録マンション登録手続のご案内」
(https://www.flat35.com/loan/roomsearch/mansion_about.html#SUB9)



■設計住宅性能評価書を活用する場合



※1 予備認定マンションの申請についての詳細は (公財) マンション管理センター (https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/precert.html) にご確認ください。
 ※2 BELS (建築物省エネルギー性能表示制度) の申請から評価書等の発行についての詳細は (一社) 住宅性能評価・表示協会 (<https://www.hyokakyoukai.or.jp/bels/bels.html>) で
 ご確認いただけます。適合証明申請に当たって、BELS評価書に加え一次エネルギー算定プログラム帳票等の提出が必要です。詳細は適合証明検査機関へお問い合わせください。
 ※3 設計検査を受ける場合は、マンション全体一括して、適合証明検査機関に設計検査を申請してください。
 ※4 機構において登録要件を確認の上、自動的に登録させていただきます。
 ※5 【フラット35】S(ZEH)や【フラット35】維持保全型の利用に当たっては、所定の基準を満たす必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト (<https://www.flat35.com>) を
 ご覧ください。